

写

埼労発基 0701 第 2 号
令和 4 年 7 月 1 日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

埼玉労働局長
久知良 俊二

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、埼玉県最低賃金（昭和 55 年埼玉労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。